

1 処分を受けた税理士

氏 名： 川島 康子

登録番号： 第63705号

2 処分の内容

令和3年6月16日から税理士業務の禁止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 故意による不真正税務書類の作成

被処分者は、関与先である医療法人Aの法人税の確定申告に当たり、Aの前事務局長からの依頼に応じ、事務代行手数料を過大に計上することによって、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。